

雇用・労働

1. 摂津市パートタイマー等退職金共済制度

～大切な従業員の福利厚生・雇用の安定のために～

概要

パートタイマー等退職金共済制度は、摂津市が事業主にかわってパートタイマー等に退職金を支払う制度です。

メリット① 市の制度なら安全・確実！

この制度は、摂津市が所得税法施行令で定める特定退職金共済団体となり、退職金制度が整っていない事業所にかわって退職金事業をおこなう制度です。

このような制度で最も重要なことは、制度の永続性、積立金管理の安全性、退職金に対する給付の確実性が保証されていることです。

本制度は摂津市が条例に基づいて運営していますので、上記の諸条件は十分に満たされています。



メリット② 税制面で有利！

この制度では、事務運営経費等は全額市が負担します。したがって、納められた掛金とその運用収益はすべて退職金を支給する原資に充てられ、退職金が掛金を下回ることはありません。

また、事業主が納付する掛金は、全額非課税の扱い（法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費）となります。さらに、退職金控除により、退職時にパートタイマー等従業員が受け取る退職金も非課税です。



メリット③ 国の制度と重複加入が可能！

この制度は、国の制度である中小企業退職金共済との重複加入もできます。この場合、両制度に加入し納付した掛金はその全額が非課税扱いになります。

ただし、現に他の特定退職金共済制度に加入しているパートタイマー等従業員は加入することはできません。



対象

◎事業主（共済契約者）

摂津市内に事業所を有する事業主であれば誰でも当該事業所のパートタイマー等従業員を被共済者として加入させることができます。

◎事業主（共済契約者）

継続して就労する者であれば一般従業員、パートタイマーを問わず加入できます。
ただし、事業主又は事業主と生計を一にする親族、使用人等は加入できません。

掛金

毎月の掛金は、被共済者一人につき月額2,000円で、共済契約者である事業主の負担で、前月25日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座振替で納付していただきます。掛金及びその運用による利益は、すべて退職金を支給する原資に充てるため、共済契約者には返還いたしません。

※正当な理由がなく振替不能が続く場合は、契約解除の扱いとなりますのでご注意ください。

退職金

・被共済者が退職したときは、**被共済者（従業員）本人に退職金を支給**します。

支給額は、加入期間に応じて摂津市パートタイマー等退職金共済条例で規定する金額です。

※退職金等はいかなる場合（懲戒免職の場合を含む）にも事業主にはお支払いできませんのでご注意ください。

・10年以上在会している被共済者が退職したときは、被共済者に「長期在会加給金」を加算して支給します。

・被共済者が死亡による退職の場合は、その遺族に遺族一時金を支給します。
この場合の遺族一時金額は、退職金額に10,000円を加算した金額です。

・共済契約が解約されたときは、被共済者に退職金と同額の解約手当金を支給します。

退職金支給表（一例）

加入期間	給付額	加入期間	給付額
1年	24,100円	5年	122,900円
2年	48,400円	10年	252,200円
3年	73,000円	15年	388,200円
4年	97,900円	20年	531,100円

長期在会加給金給付表

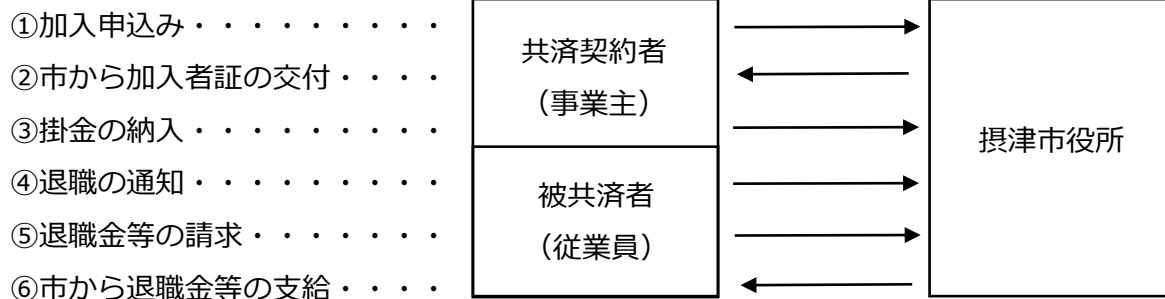
加入期間	給付額
10年以上15年未満	10,000円
15年以上20年未満	15,000円
20年以上25年未満	20,000円
25年以上	25,000円

申込

当制度へ加入できる時期は、年4回（毎年5月、8月、11月、2月の各1日）です。

事業主は、加入させようとする従業員の同意を取り、加入月の前月10日までに、加入申込書を産業振興課に提出してください。

追加加入の場合も上記の時期に受け付けます。



問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

